

# 認定共同管理運営規則

制 定 2022 年 7 月 21 日  
最終改正 2025 年 3 月 19 日

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本規則は一般社団法人日本壁装協会（以下、「本会」という。）の定款第 3 条（4）に定める「壁紙及び壁紙施工に関する国土交通省の防火材料認定の取得及び取得した認定の運用事業」（以下、「認定共同管理事業」という。）を運用するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 認定共同管理事業においては、本会が国土交通大臣より取得した壁紙の防火性能に関する認定（以下、「共同認定」という。）について、本会の会員（以下、「会員」という。）間で使用されるため、共同認定を使用する会員は、万が一共同認定が取り消された場合には共同認定を使用する全ての会員に影響が及ぶことを十分に理解し、本規則その他関連する本会の諸規則及び本会の指示を必ず守らなければならない。

## 第 2 章 共同認定の使用許諾申請及び使用許諾

(使用許諾申請の資格)

第 2 条 次の各号の全てに該当するものは、本会に対し、共同認定の使用許諾の申請（以下、「使用許諾申請」という。）をすることができる。

- (1) 本会が別途定める「防火材料会員登録規則」（以下、「防火材料会員登録規則」という。）の定めにより防火材料会員（A）に登録され、自社の認定を運用した日から 3 年以上経過していること。
- (2) 防火壁装材料の生産及び出荷の実績が継続していて、本会に対してその報告ができること。
- (3) 本規則、本会が別途定める「防火壁装材料品質情報管理システム運営規則」及び「シックハウス対策壁紙品質管理システム運営規則」（以下、「シックハウス対策壁紙品質情報管理システム運営規則」という。）その他共同認定の使用に関して本会が定める規約類の内容を十分理解し誓約していること。

(申請書類)

第 3 条 使用許諾申請をするもの（以下、「申請者」という。）は、本会に対し、本会が設置する壁紙品質情報管理システム運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が別途定める「共同認定使用許諾に関する規程」（以下、「共同認定使用許諾に関する規程」という。）に定める被使用許諾者区分（以下、「被使用許諾者区分」という。）のいずれか又は複数の区分毎に、及び運営委員会が別途定める共

同認定の認定分類コード番号（以下、「認定分類コード番号」という。）を指定して、使用許諾申請をすることができる。

- 2 申請者は、使用許諾申請をする場合には、本会に対し、「共同認定使用許諾に関する規程」に定める書類を提出しなければならない。

#### （初回審査）

第4条 共同認定の使用許諾の審査は、運営委員会が行う。

- 2 前項の審査方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）前条2項記載の提出書類の審査

- （2）本会又は本会が指定する試験機関（以下、「試験機関」という。）による壁紙の製造場所等の实地検査（以下、「实地検査」という。）結果の審査

- （3）实地検査の際に対象の製造場所等で製造された試験用製品の仕様及び性能を確認するサンプリング検査（以下、「サンプリング検査」という。）結果の審査

- （4）实地検査及びサンプリング検査の内容は、「共同認定使用許諾に関する規程」に定める。

- 3 第1項の審査の審査料（以下、「初回審査料」という。）は別表記載のとおりとし、前項第2号の实地検査及び前項第3号のサンプリング検査に要する費用は申請者の負担とする。

- 4 申請者は、本会に対し、本会が指定する期限までに、本会が指定する方法により、初回審査料を支払わなければならない。

#### （使用許諾）

第5条 運営委員会が申請者に対して共同認定の使用を許諾した場合には、申請者は、本会との間で、「共同認定の使用許諾に関する契約書」（以下、「使用許諾契約書」という。）を締結する。

- 2 共同認定の使用を許諾されたもの（以下、「被許諾者」という。）は、使用許諾契約書を締結した時から、使用許諾契約書で定めた範囲内でのみ、共同認定を使用することができる。

- 3 本会は、被許諾者との間で使用許諾契約書を締結した場合には、当該使用許諾契約者を「防火材料会員登録規則」に定める防火材料会員（D）として登録し、また、使用を許諾した共同認定の認定分類コード番号について防火壁装材料品質情報管理システムに登録する。

- 4 被許諾者は、使用許諾契約書で定めた被使用許諾共同認定の認定分類コード番号の変更又は追加（以下、「変更等」という。）を求める場合には、本会に対し、被使用許諾共同認定の認定分類コード番号の変更等を申請しなければならない。被使用許諾共同認定の認定分類コード番号の変更等の申請の手続は、第3条から本条に準じるものとする。但し、審査の審査料は発生しないものとする。

(被使用許諾者区分の変更等)

第6条 被許諾者は、被使用許諾者区分の変更等を求める場合には、本会に対し、被使用許諾者区分の変更等を申請しなければならない。被使用許諾者区分の変更等の申請の手続は、第3条から前条に準じるものとする。

2 前項の審査の審査料（以下、「被使用許諾者区分変更等審査料」という。）は、別表記載のとおりとし、実地検査及びサンプリング検査を行う場合に要する費用は申請者の負担とする。

3 被使用許諾者区分の変更を求める被許諾者は、本会に対し、本会が指定する期限までに、本会が指定する方法により、被使用許諾者区分変更等審査料を支払わなければならない。

(共同認定の使用許諾期間)

第7条 使用許諾された共同認定の使用許諾期間（以下、「使用許諾期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（以下、当該期間を「年度」という。）を1年度とし、使用許諾契約書締結日が属する年度の翌々年度の3月31日までとする。なお、使用許諾期間中に被許諾者の被使用許諾者区分又は被使用許諾共同認定の認定分類コード番号が変更された場合であっても、使用許諾期間の終期に変更はないものとする。

2 被許諾者は、共同認定の使用許諾の更新を求めるときは、第16条に定める更新手続を行わなければならない。共同認定の使用許諾の更新が認められた場合の当該共同認定の使用許諾期間は、前項の使用許諾期間満了日が属する年度の翌々年度の3月31日までとし、以後の更新においても同様とする。

3 被許諾者は、使用許諾期間に次年度がある場合には、当該次年度の3か月前までに本会に通知することにより、共同認定の使用許諾を当該次年度以降は受けないことができる。当該次年度以降は共同認定の使用許諾契約は解消されたものとして扱われるものとする。

### 第3章 被許諾者の義務

(共同認定の使用料)

第8条 使用許諾された共同認定の使用料（以下、「使用料」という。）は、別表記載のとおりとする。

2 使用料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（以下、当該期間を「年度」という。）を1年度として発生する。また、使用許諾契約書の締結日が年度の途中であっても当該年度分の使用料が発生するものとし、本会は、年度の途中で共同認定の使用許諾が取り消された場合であっても、当該被許諾者に対して使用料を返還しない。

3 被許諾者は、本会に対し、本会が指定する期限までに、本会が指定する方法により、使用料を支払わなければならない。

(被許諾者の義務)

第9条 被許諾者は、次の各号の定めに従わなければならない。

- (1) 本会に対し、前条の使用料を支払うこと。
- (2) 使用許諾の申請書類その他共同認定の使用許諾に関して被許諾者が本会に提出した書類の内容に変更が生じた場合には、速やかに本会に変更事項を届け出ること。
- (3) 「防火材料会員登録規則」及び「防火壁装材料品質情報管理システム運営規則」に従うこと。
- (4) 第5条に基づき使用許諾された共同認定を使用して製造し又は販売する製品（以下、「製品」という。）の仕様及び性能について、一切の責任を負うこと。
- (5) 使用許諾された共同認定の仕様に適合した製品であっても、壁紙品質情報管理システムに登録せずに販売してはならないこと。
- (6) 本会に対し、本会が求める時期及び方法に従って、使用許諾された共同認定の認定分類コード番号毎の生産出荷量を報告すること。
- (7) 製品の製造を委託した場合には委託先（再委託先を含む。以下同じ。）に本規則に定める被許諾者の義務と同等の義務を負わせること。
- (8) 第10条に定める製品の自主品質管理を行うこと。
- (9) 使用許諾期間内に、第11条に定める実地検査及びサンプリング検査を受けること。
- (10) 本会が共同認定の維持管理のために必要な指示をした場合には、これに従うこと。
- (11) 共同認定への信頼を損ねる行為を行わないこと。
- (12) 前各号の他、本規則に定める被許諾者の義務に従うこと。

(自主品質管理)

第10条 被許諾者は、製品の品質管理の基準を定めた上、製品の品質管理（以下、「自主品質管理」という。）を行わなければならない。自主品質管理の内容は、「共同認定使用許諾に関する規程」に定めるとおりとする。

- 2 被許諾者は、出荷済みの製品について、共同認定の仕様に適合していないこと及び所定の性能を満たさないことが判明した場合には、直ちに本会に対してその旨を通知しなければならない。

(実地検査及びサンプリング検査)

第11条 被許諾者は、使用許諾期間中に1回（なお使用許諾期間が更新された場合には、更新された使用許諾期間においても1回。その次の更新からも同じ。）、実地検査及びサンプリング検査を受けなければならない。実地検査及びサンプリング検査の実施時期は運営委員会が決定するものとし、内容は「共同認定使用許諾に関する規程」に定めるとおりとする。なお、実地検査及びサンプリング検査に要する費用は被許諾者の負担とする。

(抜取り検査)

第12条 本会は、必要に応じて、市場に流通している被許諾者の製品を入手し、試験機関で仕様及び性能を確認する抜取り検査（以下、「抜取り検査」という。）を実施することができる。抜取り検査の実施時期及び方法は、運営委員会が決定する。被許諾者は、対象となる製品の構成断面図を本会に対し、速やかに提出しなければならない。

2 本会は、試験機関の試験結果を基に前項の製品が共同認定の仕様に適合しているか及び所定の性能を有しているか等の検査を行う。検査の可否は、運営委員会が決定する。

3 前項の検査の結果、不合格となった場合には、本会は、被許諾者に対し、再検査等を求める。再検査等は、被許諾者から製品を直接取得して行い、検査の可否は運営委員会が決定する。再検査等を求められた被許諾者は、これに応じなければならない。再検査等の費用は、被許諾者が負担する。

(仕様及び性能の確認検査)

第13条 本会は、必要に応じて、被許諾者に対し、製品の仕様及び性能等に関する書類の提出及び製品を対象とした試験の実施、又は製品の製造場所及び保管場所等の実地検査（以下、これらをあわせて「仕様及び性能の確認検査」という。）を求めることができる。仕様及び性能の確認検査の実施時期及び方法は、運営委員会が決定するものとし、検査にかかる費用の負担については、被許諾者と本会が協議の上、本会が決定する。

2 前項のうち、品質管理に疑義がある場合及びサンプリング検査や抜取り検査において不合格になった場合の仕様及び性能の確認検査の実施時期は、年1回以上とし使用許諾期間は継続的に実施する。検査対象は、被許諾者が使用許諾されている認定分類コード番号すべてとする。なお、検査にかかる費用の負担については、被許諾者の負担とする。

(改善命令)

第14条 本会は、第10条2項の通知の内容、実地検査、サンプリング検査、抜取り検査並びに仕様及び性能の確認検査の各結果に基づき、運営委員会が法的専門家などに諮問して当該専門家らとの協議を経てまたは経ずに得た答申を考慮した上で判断したことにより、被許諾者に対し、期間を定めて製品の仕様及び性能の改善（防火材料としての当該製品の製造・販売の中止を含む。）を命じる（以下、「改善命令」という。）ことができる。

2 被許諾者は、改善命令に従わなければならない。本会の定める期限までに、本会に対して原因の追及及び改善対策の報告書（以下、「改善報告書」という。）を提出しなければならない。本会は改善報告書に基づいて、内容を確認し、品質管理改善指導する。

3 被許諾者が改善命令に従わない場合には、本会は、当該被許諾者に対し、第17条に定める共同認定の使用許諾の取消し及び「防火材料会員登録規則」に定める防火材料会員（D）の登録の取消しを行うことができる。

- 4 改善命令を受けた被許諾者は、本会对し、書面により異議を申し立てることができる。但し、異議の申立ては、改善命令の効力を妨げるものではない。
- 5 前項の異議申立てについては、運営委員会がその可否を判断する。

#### (回収命令)

第15条 共同認定の要件内として製造販売されている製品が共同認定の要件に違反する場合には、当該製品の製造者及び販売者は防火材料として製造販売した当該製品で防火材料であることが求められている製品は回収しなければならない。本会は、運営委員会の判断により、当該被許諾者に対し、当該製品の回収を命じる（以下、「回収命令」という。）ことができる。

- 2 被許諾者は、回収命令の対象となった製品を直ちに回収し、本会对し、その回収結果を速やかに報告しなければならない。
- 3 被許諾者が回収命令に従わない場合には、本会は、当該被許諾者に対し、第17条に定める共同認定の使用許諾の取消し及び「防火材料会員登録規則」に定める防火材料会員（D）の登録の取消しを行うことができる。
- 4 回収命令を受けた被許諾者は、本会对し、書面により異議を申し立てることができる。但し、異議の申立ては、回収命令の効力を妨げるものではない。
- 5 前項の異議申立てについては、運営委員会がその可否を判断する。

### 第4章 共同認定の使用許諾の更新

#### (更新手続)

第16条 被許諾者は、共同認定の使用許諾の更新を求めるときは、使用許諾期間満了時の3か月前までに、本会对し、「共同認定使用許諾に関する規程」に定める書類を提出しなければならない。

- 2 共同認定の使用許諾の更新の審査は、運営委員会が行う。
- 3 前項の審査方法は、次の各号に定めるとおりとする。
  - （1）第1項記載の提出書類の審査
  - （2）実地検査、サンプリング検査及び抜取り検査の結果の審査
  - （3）仕様及び性能の確認検査を行った場合には、当該検査の結果の審査
- 4 第2項の審査の審査料（以下、「更新審査料」という。）は別表記載のとおりとする。
- 5 共同認定の使用許諾の更新を求める被許諾者は、本会对し、本会が指定する期限までに、本会が指定する方法により、更新審査料を支払わなければならない。
- 6 共同認定の使用許諾が更新されたときは、「防火材料会員登録規則」に定める防火材料会員（D）の登録及び当該共同認定についての防火壁装材料品質情報管理システムの登録も更新される。

## 第5章 共同認定の使用許諾の取消し及び責任

(共同認定の使用許諾の取消し)

第17条 本会は、被許諾者が次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会の判断により、当該被許諾者の共同認定の使用許諾のすべてを取り消す（以下、「共同認定の使用許諾の取消し」という。）。

ただし、共同認定の要件への違反状態の継続が見込めないと判断できる等、運営委員会にて直ちに取消しないと判断する合理的な理由を認めるときは、当該被許諾者の使用許諾期間の残存期間内に限り、期間や認定分類コード番号を定めてその使用許諾を取り消さないことができる。

- (1) 本会が指定する期限までに、初回審査料、更新審査料、被使用許諾者区分変更等審査料又は使用料を支払わない場合
- (2) 製品が共同認定の仕様に適合していない場合
- (3) 製品が所定の性能を満たさない場合
- (4) 製品が本会の定める基準を満たさない場合
- (5) 改善命令又は回収命令に従わない場合
- (6) 本会に提出した書類等の内容に虚偽があった場合
- (7) 前各号の他、本規則に定める被許諾者の義務に違反した場合
- (8) 仮差押え、仮処分、強制執行を受け、もしくは破産、民事再生、特別清算、会社更生の各手続きの申立てを行い、又は支払停止その他信用状態に重大な不安が生じた場合
- (9) 前各号の他、使用許諾された共同認定を使用することにより、共同認定の維持に影響を及ぼすと本会が認める場合

(責任)

第18条 本会が被許諾者に対して改善命令、回収命令又は共同認定の使用許諾の取消し等の措置をとったことにより当該被許諾者に損害が生じた場合であっても、本会は、当該被許諾者に対し、損害賠償責任その他一切の責任を負わない。

2 共同認定を使用する他の被許諾者の製品の不具合等の事由の如何をとわず共同認定が使用できなくなった場合でも、本会は、被許諾者に対し、損害賠償責任その他一切の責任を負わない。

3 製品が共同認定の仕様に適合しない場合又は所定の性能を有していない場合その他被許諾者の責に帰すべき事由により、本会が共同認定の維持のために監督官庁を始め関係各所への対応を行う等の負担を負い又は本会に損害が生じた場合には、当該被許諾者は、本会に対し、直ちに当該損害を賠償しなければならない。

(共同認定の使用許諾終了後における被許諾者の義務)

第19条 被許諾者に対する共同認定の使用許諾が終了しもしくは取り消された場合でも、当該被許諾者は、製品が市場にある限り、共同認定の維持管理に協力し、本会の指示に従い製品の回収等の必要な措置をとらなければならない。

## 第6章 準拠法及び管轄裁判所

(準拠法及び管轄裁判所)

第20条 認定共同管理事業及び使用許諾契約書に関する準拠法は日本法とし、これらに関して本会と被許諾者との間に紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附 則)

第1条 認定共同管理事業の運用に関して、本規則その他本会が定める諸規則及び使用許諾契約書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、運営委員会の判断による。

第2条 本規則の制定、改廃は、理事会の決議により行う。

第3条 本規則は、2022年7月21日から施行する。

第4条 本規則の改正は、2024年7月24日から施行する。

第5条 本規則の改正は、2025年3月19日から施行する。

別表

|                |                                                                                                      |          |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 初回審査料          | 被使用許諾者区分毎                                                                                            | 10,000 円 |
| 更新審査料          | 被使用許諾者区分毎に更新審査1回につき                                                                                  | 10,000 円 |
| 被使用許諾者区分変更等審査料 | 被使用許諾者区分毎に変更等の審査1回につき                                                                                | 10,000 円 |
| 共同認定使用料        | 認定分類コード番号毎（毎年度）。但し、同一の認定分類コード番号を使用する場合であっても、被使用許諾者区分が異なる場合には、それぞれの被使用許諾者区分毎に異なる認定分類コード番号として使用料が発生する。 | 1,000 円  |

消費税別とする。